

福島県安心きのか栽培マニュアル 新旧対照表

改正後	現 行
<p data-bbox="331 400 871 445">福島県安心きのか栽培マニュアル</p> <p data-bbox="544 493 658 537">改訂版</p> <p data-bbox="461 659 739 697">平成25年3月改訂</p> <p data-bbox="418 703 781 742"><u>最終改正 平成29年7月</u></p> <p data-bbox="488 1305 714 1343">福島県農林水産部</p>	<p data-bbox="1332 400 1872 445">福島県安心きのか栽培マニュアル</p> <p data-bbox="1541 493 1657 537">改訂版</p> <p data-bbox="1458 659 1736 697">平成25年3月改訂</p> <p data-bbox="1433 703 1767 742"><u>平成26年3月一部修正</u></p> <p data-bbox="1487 1305 1713 1343">福島県農林水産部</p>

福島県安心きのこ栽培マニュアル 新旧対照表

福島県安心きのこ栽培マニュアル改訂版目次

(略)

4 原木栽培マニュアル

(1) 原木入手工程 ～ (7) 環境保存

(略)

(8) 労働安全 35

(9) 農業生産工程管理全般 39

(略)

5 菌床栽培マニュアル

(1) 原料工程 43

(2) 培地調製工程 46

(3) 殺菌・接種工程 48

(4) 培養工程 51

(5) 発生・収穫工程 52

(6) 乾燥工程 58

(7) 選別・包装・出荷工程 60

(8) 環境保全 63

(9) 労働安全 65

(10) 農業生産工程管理全般 69

6 放射性物質対策チェックシート

7 参考資料

(1) チェックリスト (工程別)

(2) 有機農産物の日本農林規格

福島県安心きのこ栽培マニュアル改訂版目次

(略)

4 原木栽培マニュアル

(1) 原木入手工程 ～ (7) 環境保存

(略)

(8) 労働安全 34

(9) 農業生産工程管理全般 38

(略)

5 菌床栽培マニュアル

(1) 原料工程 42

(2) 培地調製工程 45

(3) 殺菌・接種工程 47

(4) 培養工程 50

(5) 発生・収穫工程 51

(6) 乾燥工程 57

(7) 選別・包装・出荷工程 58

(8) 環境保全 61

(9) 労働安全 63

(10) 農業生産工程管理全般 67

6 放射性物質対策チェックシート

7 参考資料

(1) チェックリスト (工程別)

(2) 有機農産物の日本農林規格

<p>測定結果を受けて、以下のとおり原木の使用可否を判断<u>してください</u>。</p> <p>(略)</p> <p>②伐採・玉切り</p> <p>(略)</p> <p>③購入原木</p> <p>(略)</p> <p>必要に応じて、購入した原木の放射性物質濃度を<u>確認してください</u>。</p> <p>(点検項目)</p> <p>○購入原木に関する放射性物質対策及び生産場所や衛生管理を確認しているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>販売業者に対し、下記について確認を<u>行ってください</u>。なお、原木伐採地が不明な原木、輸入原木は使用しないでください。</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○購入原木の放射性物質濃度を<u>確認しているか</u>。</p> <p>(取組事項)</p> <p>必要に応じて購入した原木の放射性物質濃度を<u>確認してください</u>。</p> <p>確認はロット毎に行い、同一ロットからランダムに3本を選び各々から同量ずつのおが粉を採取、混合して放射性物質測定用検体を採取<u>してください</u>。</p> <p>(略)</p> <p>④ロット管理</p> <p>原木は、伐採地毎にロットを分けて管理してください。</p> <p>生産の各段階（原木→ほだ木→きのこ）についてロット毎に放射性物質を測定し、安全性を<u>確認してください</u>。</p> <p>(点検項目)</p> <p>○ロット管理を適切に行っているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>伐採地を単位にしたロット管理を<u>行ってください</u>。</p>	<p>測定結果を受けて、以下のとおり原木の使用可否を判断<u>します</u>。</p> <p>(略)</p> <p>②伐採・玉切り</p> <p>(略)</p> <p>③購入原木</p> <p>(略)</p> <p>必要に応じて、購入した原木の放射性物質濃度を<u>確認します</u>。</p> <p>(点検項目)</p> <p>○購入原木に関する放射性物質対策及び生産場所や衛生管理を確認しているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>販売業者に対し、下記について確認を<u>行います</u>。なお、原木伐採地が不明な原木、輸入原木は使用しないでください。</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○購入原木の放射性物質濃度を<u>確認しているか</u>。</p> <p>(取組事項)</p> <p>必要に応じて購入した原木の放射性物質濃度を<u>確認します</u>。</p> <p>確認はロット毎に行い、同一ロットからランダムに3本を選び各々から同量ずつのおが粉を採取、混合して放射性物質測定用検体を採取<u>します</u>。</p> <p>(略)</p> <p>④ロット管理</p> <p>原木は、伐採地毎にロットを分けて管理してください。</p> <p>生産の各段階（原木→ほだ木→きのこ）についてロット毎に放射性物質を測定し、安全性を<u>確認します</u>。</p> <p>(点検項目)</p> <p>○ロット管理を適切に行っているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>伐採地を単位にしたロット管理を<u>行います</u>。</p>
--	---

<p>(2) 植菌工程</p> <p>①植菌資材 (略)</p> <p>②植菌 (略) (点検項目)</p> <p>○放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 (取組事項) 可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を<u>行ってください</u>。定期的に空間線量を確認するようにしてください。 (略)</p> <p>③購入ほだ木 (略) 必要に応じて、購入したほだ木の放射性物質濃度を<u>確認してください</u>。 (点検項目)</p> <p>○購入ほだ木に関する放射性物質対策及び生産場所や衛生管理を確認しているか。 (取組事項) 販売業者に対し、原木入手工程から植菌工程まで内容を<u>確認してください</u>。 (略) (点検項目)</p> <p>○購入ほだ木の放射性物質濃度を確認しているか。 (取組事項) 必要に応じて購入したほだ木の放射性物質濃度を<u>確認してください</u>。 確認はロット毎に行い、同一ロットからランダムに3本を選び各々から同量ずつのおが粉を採取、混合して放射性物質測定用検体を採取<u>してください</u>。 (略)</p> <p>④ロット管理</p>	<p>(2) 植菌工程</p> <p>①植菌資材 (略)</p> <p>②植菌 (略) (点検項目)</p> <p>○放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 (取組事項) 可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を<u>行います</u>。定期的に空間線量を確認するようにしてください。 (略)</p> <p>③購入ほだ木 (略) 必要に応じて、購入したほだ木の放射性物質濃度を<u>確認します</u>。 (点検項目)</p> <p>○購入ほだ木に関する放射性物質対策及び生産場所や衛生管理を確認しているか。 (取組事項) 販売業者に対し、原木入手工程から植菌工程まで内容を<u>確認します</u>。 (略) (点検項目)</p> <p>○購入ほだ木の放射性物質濃度を確認しているか。 (取組事項) 必要に応じて購入したほだ木の放射性物質濃度を<u>確認します</u>。 確認はロット毎に行い、同一ロットからランダムに3本を選び各々から同量ずつのおが粉を採取、混合して放射性物質測定用検体を採取<u>します</u>。 (略)</p> <p>④ロット管理</p>
---	--

<p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○ロット管理を適切に行っているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>伐採年、伐採地、植菌場所を単位にしたロット管理を<u>行ってください</u>。</p> <p>(3) ほだ木作り工程</p> <p>(略)</p> <p>① 仮伏せ</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を<u>行ってください</u>。定期的に空間線量を確認するようにしてください。</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○過去1年以内に除草剤等を散布していないか。</p> <p>○仮伏せ工程で薬剤を使用していないか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>仮伏せ場所は、過去1年以内に除草剤を使用していない場所を選定<u>してください</u>。除草剤の散布の有無については地権者等に確認してください。</p> <p>② 本伏せ</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業<u>行ってください</u>。定期的に</p>	<p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○ロット管理を適切に行っているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>伐採年、伐採地、植菌場所を単位にしたロット管理を<u>行います</u>。</p> <p>(3) ほだ木作り工程</p> <p>(略)</p> <p>① 仮伏せ</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を<u>行います</u>。定期的に空間線量を確認するようにしてください。</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○過去1年以内に除草剤等を散布していないか。</p> <p>○仮伏せ工程で薬剤を使用していないか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>仮伏せ場所は、過去1年以内に除草剤を使用していない場所を選定<u>します</u>。除草剤の散布の有無については地権者等に確認してください。</p> <p>② 本伏せ</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を<u>行います</u>。定期的に空間</p>
--	---

<p>空間線量を確認するようにしてください。</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○ほだ木に含まれる放射性物質が指標値以下であるか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>ほだ木が指標値以下であることを確認するため、放射性物質濃度の測定を<u>行ってください</u>。</p> <p>(略)</p> <p>放射性物質濃度の測定については、最寄りの農林事務所にご相談ください。測定結果を受けて、以下のとおりほだ木の使用可否を判断<u>してください</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○過去1年以内に除草剤等を散布していないか。</p> <p>○本伏せ工程で薬剤を使用していないか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>本伏せ場所は、過去1年以内に除草剤を使用していない場所を<u>選定してください</u>。除草剤の散布の有無については地権者等に確認してください。</p> <p>(略)</p> <p>③ロット管理</p> <p>(略)</p> <p>(4) 発生・収穫工程</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○浸水等に用いる水は、清浄な水を使用しているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>浸水にはできる限り飲用水を使用<u>してください</u>。飲用水以外を使用する場合には、必要に応じて放射性物質濃度を測定してください。</p>	<p>線量を確認するようにしてください。</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○ほだ木に含まれる放射性物質が指標値以下であるか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>ほだ木が指標値以下であることを確認するため、放射性物質濃度の測定を<u>行います</u>。</p> <p>(略)</p> <p>放射性物質濃度の測定については、最寄りの農林事務所にご相談ください。測定結果を受けて、以下のとおりほだ木の使用可否を判断<u>します</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○過去1年以内に除草剤等を散布していないか。</p> <p>○本伏せ工程で薬剤を使用していないか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>本伏せ場所は、過去1年以内に除草剤を使用していない場所を<u>選定します</u>。除草剤の散布の有無については地権者等に確認してください。</p> <p>(略)</p> <p>③ロット管理</p> <p>(略)</p> <p>(4) 発生・収穫工程</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○浸水等に用いる水は、清浄な水を使用しているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>浸水にはできる限り飲用水を使用<u>します</u>。飲用水以外を使用する場合には、必要に応じて放射性物質濃度を測定してください。</p>
--	--

<p>① 発生（水、増収材） （略）</p> <p>②発生 （略） （点検項目） ○放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 （取組事項） 可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を<u>行ってください</u>。定期的に空間線量を確認するようにしてください。 （略）</p> <p>③収穫 （略）</p> <p>④休養 （略） （点検項目） ○放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 （取組事項） 可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を<u>行ってください</u>。定期的に空間線量を確認するようにしてください。 （略） （点検項目） ○過去1年以内に除草剤等を散布していないか。 ○休養工程で薬剤を使用していないか。 （取組事項） 休養場所は、過去1年以内に除草剤を使用していない場所を選定<u>してください</u>。除草剤の散布の有無については地権者等に確認してください。 （略）</p> <p>⑤ロット管理</p>	<p>① 発生（水、増収材） （略）</p> <p>②発生 （略） （点検項目） ○放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 （取組事項） 可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を<u>行います</u>。定期的に空間線量を確認するようにしてください。 （略）</p> <p>③収穫 （略）</p> <p>④休養 （略） （点検項目） ○放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 （取組事項） 可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を<u>行います</u>。定期的に空間線量を確認するようにしてください。 （略） （点検項目） ○過去1年以内に除草剤等を散布していないか。 ○休養工程で薬剤を使用していないか。 （取組事項） 休養場所は、過去1年以内に除草剤を使用していない場所を選定<u>します</u>。除草剤の散布の有無については地権者等に確認してください。 （略）</p> <p>⑤ロット管理</p>
---	--

<p>ほだ木を、伐採年、伐採地、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、発生場所及び休養場所毎にロットを分け、管理を<u>行ってください</u>。</p> <p>(5) 乾燥工程 (略) ① 乾燥 (略) (点検項目) ○衛生管理を考慮して作業を実施しているか。 (取組事項) <u>施設及びその周辺は、定期的に清掃してください。また、不必要な物品等は置かないでください。</u> 作業を始める前など必要なときに手を洗淨するとともに、切り傷や擦り傷がある場合は防水性絆創膏や手袋などで被覆するなどを徹底してください。 感染症（下痢、嘔吐、発熱等）に罹っていると疑われる場合は、収穫物に直接触れる作業に従事させないことが必要です。 <u>(点検項目)</u> ○ <u>乾燥加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造を確保しているか。</u> <u>(取組事項)</u> <u>施設内に有害生物が侵入、生息しないよう、窓及び出入り口は、解放しないでください。やむをえず、解放する場合は、有害生物の侵入を防止する措置を講じてください。</u> <u>施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度と湿度の管理を行ってください。</u> <u>排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行ってください。</u></p>	<p>ほだ木を、伐採年、伐採地、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、発生場所及び休養場所毎にロットを分け、管理を<u>行います</u>。</p> <p>(5) 乾燥工程 (略) ① 乾燥 (略) (点検項目) ○衛生管理を考慮して作業を実施しているか。 (取組事項) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>作業を始める前など必要なときに手を洗淨するとともに、切り傷や擦り傷がある場合は防水性絆創膏や手袋などで被覆するなどを徹底してください。 感染症（下痢、嘔吐、発熱等）に罹っていると疑われる場合は、収穫物に直接触れる作業に従事させないことが必要です。</p>
---	---

<p><u>(点検項目)</u> ○ <u>清浄な水を使用しているか。</u></p> <p><u>(取組事項)</u> <u>食品製造に直接関係ない目的で使用する場合を除き、飲料に適する水を使用してください。水道水以外を使用する場合には、定期的に水質検査を行ってください。</u> <u>また、必要に応じて放射性物質濃度を測定してください。</u></p> <p>(6)選別・包装・出荷工程 (略)</p> <p>①選別・包装（資材） 包装資材は、食品包装に適したものを選定し、放射性物質や農薬等が付着しないよう管理を<u>行ってください</u>。</p> <p>②選別・包装 (略)</p> <p>(点検項目) ○器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。 ○衛生的な環境が整備されているか。 (略) 異物混入などを防ぐため、施設の清潔保持を図るとともに、小動物、<u>昆虫</u>の生息点検と侵入防止対策を行ってください。 (略)</p> <p>③表示 (点検項目) ○適切な表示を行っているか。 (取組事項) 表示が義務づけられている項目は、以下のとおりです。(生鮮食品の場合)</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(6)選別・包装・出荷工程 (略)</p> <p>①選別・包装（資材） 包装資材は、食品包装に適したものを選定し、放射性物質や農薬等が付着しないよう管理を<u>行います</u>。</p> <p>②選別・包装 (略)</p> <p>(点検項目) ○器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。 ○衛生的な環境が整備されているか。 (略) 異物混入などを防ぐため、施設の清潔保持を図るとともに、小動物、<u>衛生昆虫</u>の生息点検と侵入防止対策を行ってください。 (略)</p> <p>③表示 (点検項目) ○適切な表示を行っているか。 (取組事項) 表示が義務づけられている項目は、以下のとおりです。(生鮮食品の場合)</p>
---	---

<p>①名称</p> <p>②原産地（都道府県名を記載する。ただし、市町村名その他一般的に知られている地名での記載も可能）</p> <p>③栽培方法（「原木」または「菌床」を記載する） （略）</p> <p>④保管・出荷 （略） （点検項目） ○保管施設等は清潔に保たれているか。 （取組事項） 異物混入などを防ぐため、施設の清潔保持を図るとともに、小動物、<u>昆虫</u>の生息点検と侵入防止対策を行ってください。</p> <p>（7）環境保全 ～ （8）労働安全 （略）</p> <p>（9）農業生産工程管理全般</p> <p>① 技術・ノウハウ（知的財産）の保護 きのこ生産者自ら開発した技術・ノウハウについて、知的財産として認識し、適切に保護するとともに、活用を図るようにしてください。 優良な品種は、きのこ生産の基礎であり、優れた品種の育成はその発展を支える重要な柱となっていることから、品種の育成者の権利を適切に保護する必要があります。このため、<u>自家増殖が禁止されているきのこ種について</u>、権利者の許可なく自家増殖すること等は禁止されていますので、適切に使用してください。 （略） （点検項目） ○登録品種の種菌を適切に使用しているか。 （取組事項）</p>	<p>③名称</p> <p>④原産地（都道府県名を記載する。ただし、市町村名その他一般的に知られている地名での記載も可能）</p> <p>⑤栽培方法（「原木」または「菌床」を記載する） （略）</p> <p>④保管・出荷 （略） （点検項目） ○保管施設等は清潔に保たれているか。 （取組事項） 異物混入などを防ぐため、施設の清潔保持を図るとともに、小動物、<u>衛生昆虫</u>の生息点検と侵入防止対策を行ってください。</p> <p>（7）環境保全 ～ （8）労働安全 （略）</p> <p>（9）農業生産工程管理全般</p> <p>① 技術・ノウハウ（知的財産）の保護 きのこ生産者自ら開発した技術・ノウハウについて、知的財産として認識し、適切に保護するとともに、活用を図るようにしてください。 優良な品種は、きのこ生産の基礎であり、優れた品種の育成はその発展を支える重要な柱となっていることから、品種の育成者の権利を適切に保護する必要があります。このため、<u>登録品種について</u>、しいたけなどの品種を権利者の許可なく自家増殖すること等は禁止されていますので、適切に使用してください。 （略） （点検項目） ○登録品種の種菌を適切に使用しているか。 （取組事項）</p>
--	--

優良な品種は、きのこ生産の基礎であり、優れた品種の育成はその発展を支える柱です。登録品種の種菌を適切に使用し、違法な自家増殖等を行わないでください。なお、自家増殖が禁止されているきのこ種を増殖する場合は、権利者の使用許可を得てください。

②情報の記録・管理

(略)

③農業生産工程管理（GAP）の実施

GAP は、食品安全をはじめ、環境保全、労働安全などの観点から注意すべき点検項目を定めるとともに、作業を記録、検証して工程を管理してください。

(略)

5 菌床栽培マニュアル

(1) 原料工程

(略)

①培地基材

(略)

(点検項目)

○培地基材の放射性物質濃度を確認しているか。

(取組事項)

販売業者に対し、培地基材の放射性物質検査を行っていることを確認するとともに、必要に応じて購入した培地基材の放射性物質濃度を測定してください。

測定単位はロット毎に行い、同一ロットからおが粉を採取して放射性物質測定用検体を採取してください。

(略)

②栄養材・添加材

(略)

(点検項目)

優良な品種は、きのこ生産の基礎であり、優れた品種の育成はその発展を支える柱です。登録品種の種菌を適切に使用し、違法な自家増殖等を行わないでください。

②情報の記録・管理

(略)

③農業生産工程管理（GAP）の実施

GAP は、食品安全をはじめ、環境保全、労働安全などの観点から注意すべき点検項目を定めるとともに、作業を記録、検証して工程を管理します。

(略)

5 菌床栽培マニュアル

(1) 原料工程

(略)

①培地基材

(略)

(点検項目)

○培地基材の放射性物質濃度を確認しているか。

(取組事項)

販売業者に対し、培地基材の放射性物質検査を行っていることを確認するとともに、必要に応じて購入した培地基材の放射性物質濃度を測定します。

測定単位はロット毎に行い、同一ロットからおが粉を採取して放射性物質測定用検体を採取します。

(略)

②栄養材・添加材

(略)

(点検項目)

○栄養材・添加材の放射性物質濃度を確認しているか。
 (取組事項)
 販売業者に対し、栄養材・添加材の放射性物質検査を行っていることを確認するとともに、必要に応じて購入した栄養材・添加材の放射性物質濃度を測定してください。
 (略)
 ③ロット管理
 (略)

(2) 培地調整工程
 (略)

① 培地調整 (資材)
 種菌などの資材に放射性物質が含まれていないかを確認するとともに、資材に放射性物質が付着しないよう適切な管理を行ってください。
 培地調製に使用する水について、飲料に適する水を使用してください。水道水以外を使用する場合には、定期的に水質検査を行ってください。また、必要に応じて放射性物質濃度の測定をしてください。
 また、資材は、薬剤や有害物質が含まれていないものを選定するとともに、農薬等と一緒に保管しないことや品質が劣化しないよう留意して管理してください。
 (点検項目)

○清浄な水を使用しているか。
 (取組事項)
 培地調製には飲料に適する水を使用してください。水道水以外を使用する場合には、定期的に水質検査を行ってください。また、必要に応じて放射性物質濃度を測定してください。
 (略)

○栄養材・添加材の放射性物質濃度を確認しているか。
 (取組事項)
 販売業者に対し、栄養材・添加材の放射性物質検査を行っていることを確認するとともに、必要に応じて購入した栄養材・添加材の放射性物質濃度を測定しません。
 (略)
 ③ロット管理
 (略)

(2) 培地調整工程
 (略)

① 培地調整 (資材)
 種菌などの資材に放射性物質が含まれていないかを確認するとともに、資材に放射性物質が付着しないよう適切な管理を行ってください。
 培地調製に使用する水について、必要に応じて放射性物質濃度の測定を行うとともに、重金属等が飲用基準値以下であるかの確認を行ってください。
 また、資材は、薬剤や有害物質が含まれていないものを選定するとともに、農薬等と一緒に保管しないことや品質が劣化しないよう留意して管理してください。
 (点検項目)

○清浄な水を使用しているか。
 (取組事項)
 培地調製にはできる限り飲用水を使用します。飲用水以外を使用する場合には、必要に応じて放射性物質濃度を測定してください。
 (略)

<p>(3) 殺菌・接種工程</p> <p>① 殺菌・冷却</p> <p>(略)</p> <p>② 種菌接種</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○培地または菌床に含まれる放射性物質は指標値以下であるか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>同一ロットからランダムに菌床を3個以上選び、混合して放射性物質測定用検体を採取<u>してください</u>。</p> <p>放射性物質濃度の測定については、最寄りの農林事務所にご相談ください。測定結果を受けて、以下のとおり培地・菌床の使用可否を判断<u>してください</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○種菌接種用施設・器具は清潔にしているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p><u>接種室はエアフィルター、エアシャワーの設置、殺菌灯の設置、定期的な殺菌剤の散布等により無菌的状态を保ち、適切な清浄度を保持してください。</u></p> <p><u>また、自主基準として製造施設の点検、検査、保守等についての製造施設管理規定を定めてください。</u></p> <p>施設の清潔維持のため、人や培養中のきのこ菌床が存在しない場合は殺菌灯を点灯して<u>ください</u>。また、HEPAフィルターにより空気清浄を行っている場合は、フィルターの汚れに応じて交換してください。接種室の内装材は防湿・防菌・防虫の部材、建材が使用されていることが望ましいです。</p> <p><u>(点検項目)</u></p> <p><u>○施設の温度・湿度等の環境条件を適切に管理しているか。</u></p> <p><u>(取組事項)</u></p>	<p>(3) 殺菌・接種工程</p> <p>① 殺菌・冷却</p> <p>(略)</p> <p>② 種菌接種</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○培地または菌床に含まれる放射性物質は指標値以下であるか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>同一ロットからランダムに菌床を3個以上選び、混合して放射性物質測定用検体を採取<u>します</u>。</p> <p>放射性物質濃度の測定については、最寄りの農林事務所にご相談ください。測定結果を受けて、以下のとおり培地・菌床の使用可否を判断<u>します</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○種菌接種用施設・器具は清潔にしているか。</p> <p>(取組事項)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>施設の清潔維持のため、人や培養中のきのこ菌床が存在しない場合は殺菌灯を点灯して<u>おきましょう</u>。また、HEPAフィルターにより空気清浄を行っている場合は、フィルターの汚れに応じて交換してください。接種室の内装材は防湿・防菌・防虫の部材、建材が使用されていることが望ましいです。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
--	--

<p><u>製造施設は、温度、湿度等の環境条件を適切に管理できるように定期的に数値を記録してください。</u></p> <p><u>冷却室の清浄度及び冷却温度は、常に適切な状態を保ち、害菌等の検査を定期的に行ってください。</u></p> <p>③ 購入菌床 (略) 必要に応じて、購入した菌床の放射性物質濃度を<u>確認してください。</u> (点検項目) ○購入菌床に関する放射性物質対策及び生産場所や衛生管理を確認しているか。 (取組事項) 販売業者に対し、上記の原料工程から殺菌・接種工程までの内容を<u>確認してください。</u>確認できない菌床は、使用しないでください。 (点検項目) ○購入菌床の放射性物質濃度を確認したか。 (取組事項) 必要に応じて購入した菌床の放射性物質濃度を<u>確認してください。</u> 確認はロット毎に行い、同一ロットからランダムに3個以上を選び混合して放射性物質測定用検体を採取<u>してください。</u> (略)</p> <p>(4) 培養工程 (略)</p> <p>(5) 発生・収穫工程 ① 発生 (水) 発生操作に使用する水は、<u>飲料に適する水</u>を使用してください。<u>水道水</u>以外を使用する場合には、<u>定期的に水質検査を行ってください。</u>また、必要に応じて放</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>③ 購入菌床 (略) 必要に応じて、購入した菌床の放射性物質濃度を<u>確認します。</u> (点検項目) ○購入菌床に関する放射性物質対策及び生産場所や衛生管理を確認しているか。 (取組事項) 販売業者に対し、上記の原料工程から殺菌・接種工程までの内容を<u>確認します。</u>確認できない菌床は、使用しないでください。 (点検項目) ○購入菌床の放射性物質濃度を確認したか。 (取組事項) 必要に応じて購入した菌床の放射性物質濃度を<u>確認します。</u> 確認はロット毎に行い、同一ロットからランダムに3個以上を選び混合して放射性物質測定用検体を採取<u>します。</u> (略)</p> <p>(4) 培養工程 (略)</p> <p>(5) 発生・収穫工程 ① 発生 (水) 発生操作に使用する水は、<u>できる限り飲用水</u>を使用してください。<u>飲用水</u>以外を使用する場合には、_____必要に応じて放</p>
---	---

<p>放射性物質濃度を測定してください。</p> <p>(点検項目)</p> <p>○清浄な水を使用しているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>水は、<u>飲料に適する</u>水を使用してください。<u>水道水</u>以外を使用する場合には、<u>定期的に水質検査を行ってください。また、</u>必要に応じて放射性物質濃度を測定してください。</p> <p>② 発生</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○発生工程での放射性物質低減対策を行っているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>空間線量率等の生産環境を勘案し、必要に応じて下記の対策を講じてください。</p> <p>・浸水・散水する水は、<u>飲料に適する水を使用してください。水道水以外を使用する場合には、定期的に水質検査を行ってください。また、</u>必要に応じて放射性物質濃度を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用<u>してください</u>。降雨後の濁った水は使用しない<u>てください</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>作業は、可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を<u>行ってください</u>。定期的に空間線量を確認するようにしてください。</p> <p>(略)</p> <p>③ 収穫</p> <p>(略)</p> <p>④ 休養</p>	<p>放射性物質濃度を測定してください。</p> <p>(点検項目)</p> <p>○清浄な水を使用しているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>水は<u>できる限り飲用水</u>を使用します。<u>飲用水</u>以外を使用する場合には、<u>_____</u> 必要に応じて放射性物質濃度を測定してください。</p> <p>② 発生</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○発生工程での放射性物質低減対策を行っているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>空間線量率等の生産環境を勘案し、必要に応じて下記の対策を講じてください。</p> <p>・浸水・散水する水は、<u>可能な限り飲用水を使用する。やむを得ず沢水等を使用する場合は、_____</u>必要に応じて放射性物質濃度を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用する<u>_____</u>。降雨後の濁った水は使用しない。</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>作業は、可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を<u>行います</u>。定期的に空間線量を確認するようにしてください。</p> <p>(略)</p> <p>③ 収穫</p> <p>(略)</p> <p>④ 休養</p>
---	--

<p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>作業は、可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を<u>行ってください</u>。</p> <p>定期的に空間線量を確認するようにしてください。</p> <p>(略)</p> <p>⑤ ロット管理</p> <p>菌床を、培地基材の産地毎、培地基材や栄養材・添加材の納入日毎、発生場所及び休養場所毎にロットを分け、管理を<u>行ってください</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 乾燥工程</p> <p>(略)</p> <p>① 乾燥</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○衛生管理を考慮して作業を実施しているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p><u>施設及びその周辺は、定期的に清掃してください。また、不必要な物品等は置かないください。</u></p> <p>作業を始める前など必要なときに手を洗淨するとともに、切り傷や擦り傷がある場合は防水性絆創膏や手袋などで被覆するなどを徹底してください。</p> <p>感染症（下痢、嘔吐、発熱等）に罹っていると疑われる場合は、収穫物に直接触れる作業に従事させないことが必要です。</p> <p><u>(点検項目)</u></p> <p><u>○ 乾燥加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造を確保しているか。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>作業は、可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を<u>行います</u>。定期的に空間線量を確認するようにしてください。</p> <p>(略)</p> <p>⑤ ロット管理</p> <p>菌床を、培地基材の産地毎、培地基材や栄養材・添加材の納入日毎、発生場所及び休養場所毎にロットを分け、管理を<u>行います</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 乾燥工程</p> <p>(略)</p> <p>① 乾燥</p> <p>(略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○衛生管理を考慮して作業を実施しているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>_____</p> <p>作業を始める前など必要なときに手を洗淨するとともに、切り傷や擦り傷がある場合は防水性絆創膏や手袋などで被覆するなどを徹底してください。</p> <p>感染症（下痢、嘔吐、発熱等）に罹っていると疑われる場合は、収穫物に直接触れる作業に従事させないことが必要です。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
--	---

福島県安心きのこ栽培マニュアル 新旧対照表

<p><u>(取組事項)</u> <u>施設内に有害生物が侵入、生息しないよう、窓及び出入り口は、解放しないでください。やむをえず、解放する場合は、有害生物の侵入を防止する措置を講じてください。</u> <u>施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度と湿度の管理を行ってください。</u> <u>排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行ってください。</u></p> <p><u>(点検項目)</u> <u>○ 清浄な水を使用しているか。</u></p> <p><u>(取組事項)</u> <u>食品製造に直接関係ない目的で使用する場合を除き、飲料に適する水を使用してください。水道水以外を使用する場合には、定期的に水質検査を行ってください。また、必要に応じ放射線物質濃度を測定してください。</u></p> <p>(7) 選別・包装・出荷工程 ～ (9) 労働安全 (略) ①選別・包装 (資材) 包装資材は、食品包装に適したものを選定し、放射性物質や農薬等が付着しないよう管理を行ってください。 (略) ②選別・包装 (略) (点検項目) ○器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(7)選別・包装・出荷工程 (略) ①選別・包装 (資材) 包装資材は、食品包装に適したものを選定し、放射性物質や農薬等が付着しないよう管理を行います。 (略) ②選別・包装 (略) (点検項目) ○器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。</p>
---	---

<p>○衛生的な環境が整備されているか。 (略) 異物混入などを防ぐため、施設の清潔保持を図るとともに、小動物、<u> </u>昆虫の生息点検と侵入防止対策を行ってください。 (略) ③表示 (略) ④保管・出荷 (略) (点検項目) ○保管施設等は清潔に保たれているか。 (取組事項) 異物混入などを防ぐため、施設の清潔保持を図るとともに、小動物、<u> </u>昆虫の生息点検と侵入防止対策を行ってください。 (8)環境保全 ～ (9)労働安全 (略) (10) 農業生産工程管理全般 ① 技術・ノウハウ（知的財産）の保護 きのこ生産者自ら開発した技術・ノウハウについて、知的財産として認識し、適切に保護するとともに、活用を図るようにしてください。 優良な品種は、きのこ生産の基礎であり、優れた品種の育成はその発展を支える重要な柱となっていることから、品種の育成者の権利を適切に保護する必要があります。このため、<u>自家増殖が禁止されているきのこ種について</u>、権利者の許可なく自家増殖すること等は禁止されていますので、適切に使用してください。 (略) (点検項目) ○登録品種の種菌を適切に使用しているか。</p>	<p>○衛生的な環境が整備されているか。 (略) 異物混入などを防ぐため、施設の清潔保持を図るとともに、小動物、<u>衛生</u>昆虫の生息点検と侵入防止対策を行ってください。 (略) ③表示 (略) ④保管・出荷 (略) (点検項目) ○保管施設等は清潔に保たれているか。 (取組事項) 異物混入などを防ぐため、施設の清潔保持を図るとともに、小動物、<u>衛生</u>昆虫の生息点検と侵入防止対策を行ってください。 (8)環境保全 ～ (9)労働安全 (略) (10) 農業生産工程管理全般 ① 技術・ノウハウ（知的財産）の保護 きのこ生産者自ら開発した技術・ノウハウについて、知的財産として認識し、適切に保護するとともに、活用を図るようにしてください。 優良な品種は、きのこ生産の基礎であり、優れた品種の育成はその発展を支える重要な柱となっていることから、品種の育成者の権利を適切に保護する必要があります。このため、<u>登録品種について</u>、しいたけなどの品種を権利者の許可なく自家増殖すること等は禁止されていますので、適切に使用してください。 (略) (点検項目) ○登録品種の種菌を適切に使用しているか。</p>
--	--

<p>(取組事項)</p> <p>優良な品種は、きのこ生産の基礎であり、優れた品種の育成はその発展を支える柱です。登録品種の種菌を適切に使用し、違法な自家増殖等を行わないでください。<u>なお、自家増殖が禁止されているきのこ種を増殖する場合は、権利者の使用許可を得てください。</u></p> <p>② ボイラー及び圧力容器使用時の登録等 ～ ⑤ 記録の保存 (略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者を設置しているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>小型ボイラー設置時に設置の報告を<u>行ってください</u>。</p> <p>(略)</p> <p>③情報の記録・管理 (略)</p> <p>④農業生産工程管理(GAP)の実施</p> <p>GAP は、食品安全をはじめ、環境保全、労働安全などの観点から注意すべき点検項目を定めるとともに、作業を記録、検証して工程を管理<u>してください</u>。</p> <p>(略)</p> <p>⑤記録の保存 (略)</p> <p>表－1 (略)</p>	<p>(取組事項)</p> <p>優良な品種は、きのこ生産の基礎であり、優れた品種の育成はその発展を支える柱です。登録品種の種菌を適切に使用し、違法な自家増殖等を行わないでください。</p> <hr/> <p>② ボイラー及び圧力容器使用時の登録等 (略)</p> <p>(点検項目)</p> <p>○ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者を設置しているか。</p> <p>(取組事項)</p> <p>小型ボイラー設置時に設置の報告を<u>行います</u>。</p> <p>(略)</p> <p>③情報の記録・管理 (略)</p> <p>④農業生産工程管理 (GAP) の実施</p> <p>GAP は、食品安全をはじめ、環境保全、労働安全などの観点から注意すべき点検項目を定めるとともに、作業を記録、検証して工程を管理<u>します</u>。</p> <p>(略)</p> <p>⑤記録の保存 (略)</p> <p>表－1 (略)</p>
--	---

福島県安心きのご栽培マニュアル

放射性物質対策チェックシート

(略)

福島県安心きのご栽培マニュアル

放射性物質対策チェックシート

(略)

福島県安心きのご栽培マニュアル 新旧対照表

「福島県安心きのご栽培マニュアル」チェックリスト(工程別)							
放射性物質対策							
レベル ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨							
原木栽培							
番号	工程	点検項目	月日	内容	レベル	マニュアル	
1-10	原木入手工程	原木林の選定 →チェックシート 原木栽培 番号1		原木に含まれる放射性物質が指標値以下であるか。	◎	p7	
				過去3年間に薬剤を散布していないか。	○	p8	
				過去において環境汚染(原発事故関連を除く)になるようなことが起こっていないか。	○	p8	
		伐採・玉切り	伐採原木に放射性物質が付着しないよう対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号2			◎	p8
			体内への放射性物質取り込み防止対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号3			○	p8
			使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号4			○	p9
			原木を生産する作業において薬剤を使用していないか。			○	p9
		購入原木	購入原木に関する放射性物質対策及び生産場所や衛生管理を確認しているか。→チェックシート 原木栽培 番号5			○	p9
			購入原木の放射性物質濃度を確認しているか。 →チェックシート 原木栽培 番号5			◎	p9
		ロット管理	ロット管理を適切に行っているか。 →チェックシート ロット管理表			○	p10
11-24	植菌(資材)工程	植菌前原木に放射性物質が付着しないよう対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号2.6			◎	p8,10	
		「安心きのご生産マニュアル・種菌製造工程」に準拠し製造した種菌であるか。			○	p11	
		封ろう及び発泡スチロール栓等の資材は安全性を確認したものであるか。			○	p11	
		植菌資材を適切に保管しているか。			○	p11	
	植菌	放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号8			○	p11	
		放射性物質低減のための環境対策を行っているか。 →チェックシート 生産環境チェックシート			○	p12	
		植菌工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号10,11,12			○	p12	
		植菌ほだ木に放射性物質が付着しないよう対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号9			○	p13	
		体内への放射性物質取り込み防止対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号13			○	p13	
		使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号14			○	p13	
		器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。			○	p13	
		購入ほだ木	購入ほだ木に関する放射性物質対策及び生産場所や衛生管理を確認しているか。→チェックシート 原木栽培 番号15			○	p14
			購入ほだ木の放射性物質濃度を確認しているか。 →チェックシート 原木栽培 番号15			◎	p14
		ロット管理	ロット管理を適切に行っているか。 →チェックシート ロット管理表			○	p14

「福島県安心きのご栽培マニュアル」チェックリスト(工程別)							
放射性物質対策							
レベル ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨							
原木栽培							
番号	工程	点検項目	月日	内容	レベル	マニュアル	
1-10	原木入手工程	原木林の選定 →チェックシート 原木栽培 番号1		原木に含まれる放射性物質が指標値以下であるか。	◎	p7	
				過去3年間に薬剤を散布していないか。	○	p8	
				過去において環境汚染(原発事故関連を除く)になるようなことが起こっていないか。	○	p8	
		伐採・玉切り	伐採原木に放射性物質が付着しないよう対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号2			◎	p8
			体内への放射性物質取り込み防止対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号3			○	p8
			使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号4			○	p9
			原木を生産する作業において薬剤を使用していないか。			○	p9
		購入原木	購入原木に関する放射性物質対策及び生産場所や衛生管理を確認しているか。→チェックシート 原木栽培 番号5			○	p9
			購入原木の放射性物質濃度を確認しているか。 →チェックシート 原木栽培 番号5			◎	p9
		ロット管理	ロット管理を適切に行っているか。 →チェックシート ロット管理表			○	p10
11-24	植菌(資材)工程	植菌前原木に放射性物質が付着しないよう対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号2.6			◎	p8,10	
		「安心きのご生産マニュアル・種菌製造工程」に準拠し製造した種菌であるか。			○	p11	
		封ろう及び発泡スチロール栓等の資材は安全性を確認したものであるか。			○	p11	
		植菌資材を適切に保管しているか。			○	p11	
	植菌	放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号8			○	p11	
		放射性物質低減のための環境対策を行っているか。 →チェックシート 生産環境チェックシート			○	p12	
		植菌工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号10,11,12			○	p12	
		植菌ほだ木に放射性物質が付着しないよう対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号9			○	p13	
		体内への放射性物質取り込み防止対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号13			○	p13	
		使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号14			○	p13	
		器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。			○	p13	
		購入ほだ木	購入ほだ木に関する放射性物質対策及び生産場所や衛生管理を確認しているか。→チェックシート 原木栽培 番号15			○	p14
			購入ほだ木の放射性物質濃度を確認しているか。 →チェックシート 原木栽培 番号15			◎	p14
		ロット管理	ロット管理を適切に行っているか。 →チェックシート ロット管理表			○	p14

福島県安心きのこ栽培マニュアル 新旧対照表

25	ほだ作り工程	仮伏せ	放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号17			○	p15	
26			放射性物質低減のための環境対策を行っているか。 →チェックシート 生産環境チェックシート			○	p15	
27			仮伏せ工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号19～25			○	p16	
28			体内への放射性物質取り込み防止対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号26			○	p16	
29			使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号27			○	p16	
30			過去1年以内に除草剤等を散布していないか。			○	p17	
31			仮伏せ工程で薬剤を使用していないか。			○	p17	
32			本伏せ	放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号28			○	p17
33				放射性物質低減のための環境対策を行っているか。 →チェックシート 生産環境チェックシート			○	p17
34				本伏せ工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号29～36			○	p18
35	体内への放射性物質取り込み防止対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号37				○	p19		
36	使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号38				○	p19		
37	ほだ木に含まれる放射性物質が指標値以下であるか。 →チェックシート 原木栽培 番号39				◎	p19		
38	過去1年以内に除草剤等を散布していないか。				○	p19		
39	本伏せ工程で薬剤を使用していないか。				○	p19		
40	ロット管理	ロット管理を適切に行っているか。 →チェックシート ロット管理表			○	p20		
41	発生・収穫工程	発生(水、増収剤)	浸水等に用いる水は、清浄な水を使用しているか。			○	p20	
42			増収材の添加は、決められた食品添加物を使用しているか。			○	p21	
43		発生	放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号40				p21	
44			放射性物質低減のための環境対策を行っているか。 →チェックシート 生産環境チェックシート			○	p21	
45		発生工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号41～48			○	p22		
46		体内への放射性物質取り込み防止対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号49			○	p22		
47		使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号50			○	p23		
48		きのこに含まれる放射性物質が基準値以下であるか。 →チェックシート 原木栽培 番号54			◎	p23		
49		発生工程で薬剤を使用していないか。			○	p23		
50		収穫	収穫工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号51～53			○	p23	
51	収穫工程で薬剤を使用していないか。				○	p24		
52	器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。				○	p24		
53	手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理を行っているか。				○	p24		
54	衛生管理を考慮して作業を実施しているか。				○	p24		
						○	p25	
	ほだ作り工程	仮伏せ	放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号17			○	p15	
			放射性物質低減のための環境対策を行っているか。 →チェックシート 生産環境チェックシート			○	p15	
			仮伏せ工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号19～25			○	p16	
			体内への放射性物質取り込み防止対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号26			○	p16	
			使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号27			○	p16	
			過去1年以内に除草剤等を散布していないか。			○	p17	
			仮伏せ工程で薬剤を使用していないか。			○	p17	
			本伏せ	放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号28			○	p17
				放射性物質低減のための環境対策を行っているか。 →チェックシート 生産環境チェックシート			○	p17
				本伏せ工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号29～36			○	p18
	体内への放射性物質取り込み防止対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号37				○	p19		
	使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号38				○	p19		
	ほだ木に含まれる放射性物質が指標値以下であるか。 →チェックシート 原木栽培 番号39				◎	p19		
	過去1年以内に除草剤等を散布していないか。				○	p19		
	本伏せ工程で薬剤を使用していないか。				○	p19		
	ロット管理	ロット管理を適切に行っているか。 →チェックシート ロット管理表			○	p20		
	発生・収穫工程	発生(水、増収剤)	浸水等に用いる水は、清浄な水を使用しているか。			○	p20	
			増収材の添加は、決められた食品添加物を使用しているか。			○	p21	
		発生	放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号40				p21	
			放射性物質低減のための環境対策を行っているか。 →チェックシート 生産環境チェックシート			○	p21	
		発生工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号41～48			○	p22		
		体内への放射性物質取り込み防止対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号49			○	p22		
		使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号50			○	p23		
		きのこに含まれる放射性物質が基準値以下であるか。 →チェックシート 原木栽培 番号54			◎	p23		
		発生工程で薬剤を使用していないか。			○	p23		
		収穫	収穫工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号51～53			○	p24	
	収穫工程で薬剤を使用していないか。				○	p24		
	器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。				○	p24		
	手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理を行っているか。				○	p24		
	衛生管理を考慮して作業を実施しているか。				○	p24		
						○	p25	

福島県安心きのか栽培マニュアル 新旧対照表

55	発生・収穫工程	休養	放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号40			○	p25	放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号40			○	p25	
56			放射性物質低減のための環境対策を行っているか。 →チェックシート 生産環境チェックシート			○	p25		放射性物質低減のための環境対策を行っているか。 →チェックシート 生産環境チェックシート			○	p25
57			休養工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号41~48			○	p26		休養工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号41~48			○	p26
58			体内への放射性物質取り込み防止対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号49			○	p26		体内への放射性物質取り込み防止対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号49			○	p26
59			使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号50			○	p26		使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号50			○	p27
60			過去1年以内に除草剤等を散布していないか。			○	p27		過去1年以内に除草剤等を散布していないか。			○	p27
61			休養工程で薬剤を使用していないか。			○	p27	休養工程で薬剤を使用していないか。			○	p27	
62		ロット管理	ロット管理を適切に行っているか。 →チェックシート ロット管理表			○	p27	ロット管理	ロット管理を適切に行っているか。 →チェックシート ロット管理表			○	p27
63	乾燥工程	乾燥	乾燥工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号55,56			○	p28	乾燥工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号55,56			○	p28	
64			器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。			○	p28	器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。			○	p28	
65			手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理を行っているか。			○	p28	手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理を行っているか。			○	p28	
66			衛生管理を考慮して作業を実施しているか。			○	p28	衛生管理を考慮して作業を実施しているか。			○	p29	
67			乾燥加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造を確保しているか。			○	p29	乾燥加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造を確保しているか。			○	p29	
68			用いる水は、清浄な水を使用しているか。			○	p29	用いる水は、清浄な水を使用しているか。			○	p29	
69	選別・包装・出荷工程	選別・包装(資材)	包装資材を適切に保管しているか。			○	p30	包装資材を適切に保管しているか。			○	p29	
70			包装資材は食品包装に適合したものか。			○	p30	包装資材は食品包装に適合したものか。			○	p29	
71			選別・包装工程で薬剤を使用していないか。			○	p30	選別・包装工程で薬剤を使用していないか。			○	p30	
72		選別・包装	器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。			○	p30	器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。			○	p30	
73			衛生的な環境が整備されているか。			○	p30	衛生的な環境が整備されているか。			○	p30	
74			手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理を行っているか。			○	p31	手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理を行っているか。			○	p30	
75	衛生管理を考慮して作業を実施しているか。			○	p31	衛生管理を考慮して作業を実施しているか。			○	p30			
76	表示	適切な表示を行っているか。			○	p31	適切な表示を行っているか。			○	p31		
77	保管・出荷	保管・出荷工程で薬剤を使用していないか。			○	p32	保管・出荷工程で薬剤を使用していないか。			○	p31		
78		保管施設等は清潔に保たれているか。			○	p32	保管施設等は清潔に保たれているか。			○	p32		
79	環境保全	廃棄物の適正な処理・利用	廃ぼた木を燃料や肥料として使用する場合、使用可否の確認を行っているか。→チェックシート 原木栽培 番号60,61			◎	p33	廃ぼた木を燃料や肥料として使用する場合、使用可否の確認を行っているか。→チェックシート 原木栽培 番号60,61			◎	p32	
80			放射性汚染物の処分を適切に行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号60,61			◎	p33	放射性汚染物の処分を適切に行っているか。 →チェックシート 原木栽培 番号60,61			◎	p33	
81			作物残さを堆肥等に利用しているか。			○	p33	作物残さを堆肥等に利用しているか。			○	p33	
82	環境保全	エネルギーの削減対策	廃プラスチック類の処分を適切に行っているか。			◎	p34	廃プラスチック類の処分を適切に行っているか。			◎	p33	
83			機械や施設の効率的な運転を行い、燃料の節約に努めているか。			○	p34	機械や施設の効率的な運転を行い、燃料の節約に努めているか。			○	p33	
84		生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策を実施しているか。			△	p34	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策を実施しているか。			△	p34	

福島県安心きのこ栽培マニュアル 新旧対照表

85	労働安全	危険作業等の把握	危険性の高い作業を把握し、事故を最小限にとどめるための対策を行っているか。			○	p35		労働安全	危険作業等の把握	危険性の高い作業を把握し、事故を最小限にとどめるための対策を行っているか。			○	p35		
86		作業従事者の制限	機械作業、高所作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者について、安全に作業できるよう留意しているか。			○	p35			作業従事者の制限	機械作業、高所作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者について、安全に作業できるよう留意しているか。			○	p35		
87		服装及び保護具の着用等	作業者が安全に作業するための服装や保護用具を着用しているか。			○	p36			服装及び保護具の着用等	作業者が安全に作業するための服装や保護用具を着用しているか。			○	p35		
88		作業環境への対応	作業事故につながる恐れのある作業環境の改善を行っているか。			○	p36			作業環境への対応	作業事故につながる恐れのある作業環境の改善を行っているか。			○	p36		
89		機械等の導入・点検・整備・管理	機械、装置、器具等の安全装置等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を行っているか。			○	p37			機械等の導入・点検・整備・管理	機械、装置、器具等の安全装置等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を行っているか。			○	p36		
90		機械等の利用	機械、装置、器具等の適正な利用を行っているか。			○	p37			機械等の利用	機械、装置、器具等の適正な利用を行っているか。			○	p37		
91		毒劇物・燃料等の管理	毒劇物、燃料等は適切に管理しているか。			◎	p38			毒劇物・燃料等の管理	毒劇物、燃料等は適切に管理しているか。			◎	p38		
92		事故後の備え	事故後のきのこ生産の維持・継続に向けた労災等保険への加入をしているか。			◎	p38			事故後の備え	事故後のきのこ生産の維持・継続に向けた労災等保険への加入をしているか。			◎	p38		
93		農業生産工程管理全般	技術・ノウハウ(知的財産)の保護	きのこ生産者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)について、保護、活用を行っているか。			○	p39			農業生産工程管理全般	技術・ノウハウ(知的財産)の保護	きのこ生産者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)について、保護、活用を行っているか。			○	p39
94			登録品種の種菌を適切に使用しているか。			◎	p39			登録品種の種菌を適切に使用しているか。				◎	p39		
95	情報の記録・管理		ほだ場や生産施設の位置、面積等に係る記録を作成し、保存しているか。			○	p40		情報の記録・管理	ほだ場や生産施設の位置、面積等に係る記録を作成し、保存しているか。				○	p39		
96			原木、種菌、増収材等の購入伝票等の保存を行っているか。			○	p40			原木、種菌、増収材等の購入伝票等の保存を行っているか。				○	p39		
97			資材及び工程別作業について記録し、保存しているか。			○	p40			資材及び工程別作業について記録し、保存しているか。				○	p40		
98			きのこの出荷に関する記録を保存しているか。			○	p40			きのこの出荷に関する記録を保存しているか。				○	p40		
99	農業生産工程管理(GAP)の実施		農業生産工程管理(GAP)により計画策定、実践・記録、点検・評価、改善を行ったか。			○	p41		農業生産工程管理(GAP)の実施	農業生産工程管理(GAP)により計画策定、実践・記録、点検・評価、改善を行ったか。				○	p40		
100	記録の保存		きのこ生産活動・出荷に関する記録を一定期間保存しているか。			○	p41		記録の保存	きのこ生産活動・出荷に関する記録を一定期間保存しているか。				○	p41		

福島県安心きのご栽培マニュアル 新旧対照表

「福島県安心きのご栽培マニュアル」チェックリスト(工程別)						
放射性物質対策						
菌床栽培						
番号	工程	点検項目	月日	内容	レベル	マニュアル
1	原料工程	培地基材の放射性物質濃度を確認しているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号1			◎	p43
2		培地基材に放射性物質が付着しないよう対策を行っているか。→ チェックシート 菌床栽培 番号2			○	p43
3		培地基材の原木伐採地が特定されているか。			○	p44
4		過去3年間に薬剤を散布していないこと及び過去において環境汚染 (原発事故関連を除く)になるようなことが起こっていないことを確認 しているか。			○	p44
5		食糧目的以外の作物残さを培地基材として使用していないか。(た だし、証明書等で安全が確認されているものは除く。)			○	p44
6		培地基材は腐敗したり、害菌の発生等はないか。			○	p44
7	栄養材・添加材	栄養材・添加材の放射性物質濃度を確認しているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号3			○	p45
8		食糧目的以外の作物残さを栄養材として使用していないか。(た だし、証明書等で安全が確認されているものは除く。)			○	p45
9		添加材は、決められた以外のものを使用していないか。			○	p46
10		栄養材・添加材を適切に保管しているか。			○	p46
11	ロット管理	ロット管理を適切に行っているか。 →チェックシート ロット管理表			○	p46
12	培地調製工程	培地調製(資材) 「安心きのご生産マニュアル・種菌製造工程」に準拠し製造した種菌 であるか。			○	p47
13		清浄な水を使用しているか。			○	p47
14		容器資材は、有害物質が滲出ししないものであるか。			○	p47
15		培地調製用資材を適切に保管しているか。			○	p47
16		混合・攪拌	体内への放射性物質取り込み防止対策を行っているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号7			○
17		使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。→チェック シート 菌床栽培 番号8			○	p48
18		混合攪拌用機械、器具は清潔にしているか。			○	p48
19	殺菌・冷却	殺菌・冷却用施設・器具は清潔にしているか。			○	p49
20		消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。			○	p49
21	接種工程	種菌接種 培地または菌床に含まれる放射性物質は指標値以下であるか。→ チェックシート 菌床栽培 番号9			◎	p49
22		種菌接種用施設・器具は清潔にしているか。			○	p50
23		施設の温度・湿度等の環境条件を適切に管理しているか。			○	p50
24		器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬 剤等を使用していないか。			○	p50
25	購入菌床	購入菌床に関する放射性物質対策及び生産場所や衛生管理を確認 しているか。→チェックシート 菌床栽培 番号10			○	p51
26		購入菌床の放射性物質濃度を確認したか。 →チェックシート 菌床栽培 番号10			◎	p51
27	培養工程	培養工程で、薬剤を使用していないか。			○	p51
28		培養用施設・器具は清潔にしているか。			○	p52
29		消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。			○	p52

「福島県安心きのご栽培マニュアル」チェックリスト(工程別)						
放射性物質対策						
菌床栽培						
番号	工程	点検項目	月日	内容	レベル	マニュアル
1	原料工程	培地基材の放射性物質濃度を確認しているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号1			◎	p42
2		培地基材に放射性物質が付着しないよう対策を行っているか。→ チェックシート 菌床栽培 番号2			○	p42
3		培地基材の原木伐採地が特定されているか。			○	p43
4		過去3年間に薬剤を散布していないこと及び過去において環境汚染 (原発事故関連を除く)になるようなことが起こっていないことを確認 しているか。			○	p43
5		食糧目的以外の作物残さを培地基材として使用していないか。(た だし、証明書等で安全が確認されているものは除く。)			○	p43
6		培地基材は腐敗したり、害菌の発生等はないか。			○	p43
7	栄養材・添加材	栄養材・添加材の放射性物質濃度を確認しているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号3			○	p44
8		食糧目的以外の作物残さを栄養材として使用していないか。(た だし、証明書等で安全が確認されているものは除く。)			○	p44
9		添加材は、決められた以外のものを使用していないか。			○	p45
10		栄養材・添加材を適切に保管しているか。			○	p45
11	ロット管理	ロット管理を適切に行っているか。 →チェックシート ロット管理表			○	p45
12	培地調製工程	培地調製(資材) 「安心きのご生産マニュアル・種菌製造工程」に準拠し製造した種菌 であるか。			○	p46
13		清浄な水を使用しているか。			○	p46
14		容器資材は、有害物質が滲出ししないものであるか。			○	p46
15		培地調製用資材を適切に保管しているか。			○	p46
16		混合・攪拌	体内への放射性物質取り込み防止対策を行っているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号7			○
17		使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っているか。→チェック シート 菌床栽培 番号8			○	p47
18		混合攪拌用機械、器具は清潔にしているか。			○	p47
19	殺菌・冷却	殺菌・冷却用施設・器具は清潔にしているか。			○	p48
20		消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。			○	p48
21	接種工程	種菌接種 培地または菌床に含まれる放射性物質は指標値以下であるか。→ チェックシート 菌床栽培 番号9			◎	p48
22		種菌接種用施設・器具は清潔にしているか。			○	p49
23		器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬 剤等を使用していないか。			○	p49
24		購入菌床 購入菌床に関する放射性物質対策及び生産場所や衛生管理を確認 しているか。→チェックシート 菌床栽培 番号10			○	p49
25		購入菌床の放射性物質濃度を確認したか。 →チェックシート 菌床栽培 番号10			◎	p50
26	培養工程	培養工程で、薬剤を使用していないか。			○	p50
27		培養用施設・器具は清潔にしているか。			○	p50
28		消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。			○	p50

福島県安心きのご栽培マニュアル 新旧対照表

30	発生・ 収穫 工程	発生(水)	清浄な水を使用しているか。				○	p52		発生・ 収穫 工程	発生(水)	清浄な水を使用しているか。				○	p51	
31		発生	放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号11				○	p53			発生	放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号11					○	p51
32			放射性物質低減のための環境対策を行っているか。 →チェックシート 生産環境チェックシート				○	p53				放射性物質低減のための環境対策を行っているか。 →チェックシート 生産環境チェックシート					○	p52
33			発生工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号12~15				○	p54				発生工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号12~15					○	p52
34			きのこに含まれる放射性物質が基準値以下であるか。 →チェックシート 菌床栽培 番号19				◎	p54				きのこに含まれる放射性物質が基準値以下であるか。 →チェックシート 菌床栽培 番号19					◎	p52
35			発生工程で、薬剤を使用していないか。				○	p54				発生工程で、薬剤を使用していないか。					○	p53
36			消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。				○	p54				消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。					○	p53
37		収穫	収穫工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号16~18				○	p55				収穫工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号16~18					○	p53
38				収穫工程で薬剤を使用していないか。				○			p55		収穫工程で薬剤を使用していないか。				○	p54
39				器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。				○			p55		器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。				○	p54
40				手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理を行っているか。				○			p56		手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理を行っているか。				○	p54
41			衛生管理を考慮して作業を実施しているか。				○	p56				衛生管理を考慮して作業を実施しているか。				○	p54	
42		休養	放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号11				○	p56				放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号11					○	p55
43			放射性物質低減のための環境対策を行っているか。 →チェックシート 生産環境チェックシート				○	p57		放射性物質低減のための環境対策を行っているか。 →チェックシート 生産環境チェックシート				○	p55			
44			休養工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号12~15				○	p57		休養工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号12~15				○	p55			
45			休養工程で、薬剤を使用していないか。				○	p57		休養工程で、薬剤を使用していないか。				○	p56			
46		消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。				○	p58		消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。				○	p56				
47	ロット管理	ロット管理を適切に行っているか。 →チェックシート ロット管理表				○	p58		ロット管理を適切に行っているか。 →チェックシート ロット管理表				○	p56				
48	乾燥 工程	乾燥	乾燥工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号20,21				○	p58		乾燥	乾燥工程での放射性物質低減対策を行っているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号20,21				○	p57		
49			器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。				○	p59		器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。				○	p57			
50			手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理を行っているか。				○	p59		手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理を行っているか。				○	p58			
51			衛生管理を考慮して作業を実施しているか。				○	p59		衛生管理を考慮して作業を実施しているか。				○	p58			
52			乾燥加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造を確保しているか。				○	p60										
53		用いる水は、清浄な水を使用しているか。				○	p60											
54	選別・ 包装 工程	選別・包装 (資材)	包装資材を適切に保管しているか。				○	p60		選別・包装 (資材)	包装資材を適切に保管しているか。				○	p58		
55			包装資材は食品包装に適合したものか。				○	p60			包装資材は食品包装に適合したものか。				○	p58		
56		選別・包装	選別・包装工程で薬剤を使用していないか。				○	p61		選別・包装	選別・包装工程で薬剤を使用していないか。				○	p59		
57	出荷 工程		器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。				○	p61			器具及び手指は清潔にしているか。消毒には決められた以外の薬剤等を使用していないか。				○	p59		
58			衛生的な環境が整備されているか。				○	p61			衛生的な環境が整備されているか。				○	p59		
59			手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理を行っているか。				○	p62			手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理を行っているか。				○	p59		
60			衛生管理を考慮して作業を実施しているか。				○	p62			衛生管理を考慮して作業を実施しているか。				○	p60		
61	表示	適切な表示を行っているか。				○	p62		表示	適切な表示を行っているか。				○	p60			
62	保管・ 出荷 工程	保管・出荷	保管・出荷工程で薬剤を使用していないか。				○	p63		保管・出荷	保管・出荷工程で薬剤を使用していないか。				○	p61		
63			保管施設等は清潔に保たれているか。				○	p63			保管施設等は清潔に保たれているか。				○	p61		

福島県安心きのか栽培マニュアル 新旧対照表

64	環境 保全	廃棄物の 適正な処 理・利用	廃菌床を燃料や肥料として使用する場合、使用可否の確認を行っ ているか。→チェックシート 菌床栽培 番号25.26		◎	p64	環境 保全	廃棄物の 適正な処 理・利用	廃菌床を燃料や肥料として使用する場合、使用可否の確認を行っ ているか。→チェックシート 菌床栽培 番号25.26		◎	p61	
65			放射性汚染物の処分を適切に行っているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号25.26		◎	p64			放射性汚染物の処分を適切に行っているか。 →チェックシート 菌床栽培 番号25.26		◎	p62	
66			作物残さを堆肥等に利用しているか。		○	p64			作物残さを堆肥等に利用しているか。		○	p62	
67			廃プラスチック類の処分を適切に行っているか。		◎	p64			廃プラスチック類の処分を適切に行っているか。		◎	p62	
68	環境 保全	エネ ル ギ ー の 節 減 対 策	機械や施設の効率的な運転を行い、燃料の節約に努めているか。		○	p65	環境 保全	エネ ル ギ ー の 節 減 対 策	機械や施設の効率的な運転を行い、燃料の節約に努めているか。		○	p63	
69		生物多 様 性 に 配 慮 し た 鳥 獣 被 害 対 策	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策を 実施しているか。		△	p65			生物多 様 性 に 配 慮 し た 鳥 獣 被 害 対 策	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策を 実施しているか。		△	p63
70	労働 安全	危険作業 等の把握	危険性の高い作業を把握し、事故を最小限にとどめるための対策を 行っているか。		○	p66	労働 安全	危険作業 等の把握	危険性の高い作業を把握し、事故を最小限にとどめるための対策を 行っているか。		○	p64	
71		作業従事 者の制限	機械作業、高所作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従 事者について、安全に作業できるよう留意したか。		○	p66			作業従事 者の制限	機械作業、高所作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従 事者について、安全に作業できるよう留意したか。		○	p64
72		服装及び 保護具の 着用等	作業者が安全に作業するために、服装や保護用具を着用してい るか。		○	p67			服装及び 保護具の 着用等	作業者が安全に作業するために、服装や保護用具を着用してい るか。		○	p64
73		作業環境 への対応	作業事故につながる恐れのある作業環境の改善を行っているか。		○	p67			作業環境 への対応	作業事故につながる恐れのある作業環境の改善を行っているか。		○	p65
74		機械等の 導入・点 検・整備 ・管理	機械、装置、器具等の安全装置等の確認、使用前点検、使用後の 整備及び適切な管理を行っているか。		○	p68			機械等の 導入・点 検・整備 ・管理	機械、装置、器具等の安全装置等の確認、使用前点検、使用後の 整備及び適切な管理を行っているか。		○	p65
75		機械等の 利用	機械、装置、器具等の適正な利用を行っているか。		○	p68			機械等の 利用	機械、装置、器具等の適正な利用を行っているか。		○	p66
76		毒劇物・燃 料等の管 理	毒劇物、燃料等は適切に管理しているか。		◎	p69			毒劇物・燃 料等の管 理	毒劇物、燃料等は適切に管理しているか。		◎	p67
77		事故後の 備え	事故後のきのか生産の維持・継続に向けた労災等保険への加入を しているか。		◎	p69			事故後の 備え	事故後のきのか生産の維持・継続に向けた労災等保険への加入を しているか。		◎	p67
78	農業 生産 工程 管理 全般	技術・ノウ ハウ(知的 財産)の保 護	きのか生産者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)について、保 護、活用を行っているか。		○	p70	農業 生産 工程 管理 全般	技術・ノウ ハウ(知的 財産)の保 護	きのか生産者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)について、保 護、活用を行っているか。		○	p68	
79			登録品種の種菌を適切に使用しているか。		◎	p70			登録品種の種菌を適切に使用しているか。		◎	p68	
80		ボイラー及 び圧力容 器使用時 の登録等	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任 者を設置しているか。		◎	p70		ボイラー及 び圧力容 器使用時 の登録等	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任 者を設置しているか。		◎	p68	

福島県安心きのこと栽培マニュアル 新旧対照表

81	農業生産工程管理全般	情報の記録・管理	きこの生産場所の位置、面積等に係る記録を作成し、保存しているか。			○	p71			○	p69
82			培地基材、種菌、栄養材等の購入伝票等の保存を行っているか。			○	p71			○	p69
83			資材及び工程別作業について記録し、保存しているか。			○	p71			○	p69
84			ボイラー及び圧力容器の定期自主検査の記録を保存しているか。			◎	p71			◎	p69
85		情報の記録・管理	きこの出荷に関する記録を保存しているか。			○	p72			○	p69
86	農業生産工程管理全般	農業生産工程管理(GAP)の実施	農業生産工程管理(GAP)により計画策定、実践・記録、点検・評価、改善を行っているか。			○	p72			○	p70
87		記録の保存	きこの生産活動・出荷に関する記録を一定期間保存しているか。			○	p73			○	p70